

水道法水質基準の改正について（平成 23 年 4 月 1 日施行）



平成 23 年 1 月 28 日、水質基準等に関する省令等の一部を改正する厚生労働省令第 11 号が公布されました。これにより平成 23 年 4 月 1 日から施行となり、以下の①～⑤の内容へ変更となります。

① 水質基準に関する省令

「トリクロロエチレン」の基準値 ; 0.03mg/L → 0.01mg/L

② 水道施設の技術的基準を定める省令

・ 水道用薬品基準

「トリクロロエチレン」の基準値 ; 0.003mg/L → 0.001mg/L

・ 資機材材質基準

水道用薬品基準と同様

③ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

・ 末端給水用具

「トリクロロエチレン」の基準値 ; 0.003mg/L → 0.001mg/L

・ 末端以外の給水用具

「トリクロロエチレン」の基準値 ; 0.03mg/L → 0.01mg/L

④ 水質管理目標設定項目

「トルエン」の目標値 ; 0.2mg/L → 0.4mg/L

農薬類項目として

「ペンシクロン」の目標値 ; 0.04mg/L → 0.1mg/L

「メタラキシル」の目標値 ; 0.05mg/L → 0.06mg/L

「ブタミホス」の目標値 ; 0.01mg/L → 0.02mg/L

「プレチラクロール」の目標値 ; 0.04mg/L → 0.05mg/L

⑤ 要検討項目

「過塩素酸」の目標値 ; 目標値未設定 → 0.025mg/L

また、平成 20 年に省令が改正された際、塩素酸の基準値変更までの経過措置が認められていましたが、この期間が終了し平成 23 年 4 月 1 日より以下の通りとなります。

○ 水道施設の技術的基準を定める省令

・ 水道用薬品基準

「塩素酸」の基準値 ; 0.5mg/L（経過措置） → 0.4mg/L

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として厚生労働大臣登録を受けており、飲料水水質検査について長年の実績があります。

詳しくは、当社 **環境分析部 貝森、田沼（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 318、224）** までお気軽にお問い合わせください。